

労働者派遣法に基づく情報提供（本 社）

日本コムシス株式会社について

●事業運営に関する事項について

社 名 : 日本コムシス株式会社 本社
所在地 : 〒141-8647 東京都品川区東五反田2-17-1 オーバルコート大崎マークウエスト2～6, 8, 10～13階
設 立 : 1951年12月 資 本 金 : 100億円
代表者 : 代表取締役社長 田辺 博
事業内容 : 一般人材派遣事業（派13-308829）
事業所数 : 2事業所

●派遣事業について（労働者派遣事業報告書、2025年6月1日現在の状況報告より）

- ① 派遣労働者の数 45人 ② 派遣先の数 14社 ③ マージン率 46.2%
- ④ 教育訓練に関する事項（費用負担なし）スキルアップ研修、資格取得研修、セキュリティ研修、コンプライアンス研修
- ⑤ 労働者派遣に関する料金額の平均額 1日8時間あたり 47,213 円
- ⑥ 派遣労働者の賃金額の平均額 1日8時間あたり 25,405 円
- ⑦ 福利厚生に関する事項 健康保険、ラフォーレ倶楽部、ファミリー健康相談、定期健康診断、厚生年金
人間ドック補助（35歳以上）、交通費（会社規定）、資格支援補助（会社規定）

マージン率について（2025年度実績）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額}47,213\text{円} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額}25,405\text{円}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額}47,213\text{円}} \times 100 = 46.2\%$$

マージン率の中には、会社が負担する健康保険料、厚生年金、雇用保険、介護保険、労災保険等の各種保険料などの福利厚生に要する費用や、研修に要する教材費・機材等の費用も含まれます。また、派遣事業に関する募集経費や運用経費もこの中に含まれます。

労働者派遣制度の概要について

労働者派遣とは、いわゆる「労働者派遣法」に基づき、事業運営が実施されており、「派遣元事業主（派遣会社）が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させること」をいいます。雇用関係は皆さんと派遣元事業主との間にあり、お仕事に関する指揮命令は皆さんと派遣先との間にあります。

労働者派遣は雇用主である派遣会社（派遣元）と、実際に就業する会社（派遣先）が別になります。お給料を支払うのは、派遣会社（派遣元）です。

労使協定の概要について

当社は労使協定を締結しています。

有 効 期 間 : 2025年4月1日～2026年3月31日

対象となる派遣労働者の範囲：情報処理・通信技術者および営業の職業に従事する従業員

労働者派遣法に基づく情報提供（関西支店）

日本コムシス株式会社について

●事業運営に関する事項について

社 名：日本コムシス株式会社 関西支店
所在地：〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル ITM棟 7階
設 立：1951年12月 資本金：100億円
代表者：代表取締役社長 田辺 博
事業内容：一般人材派遣事業（派13-308829）
事業所数：2事業所

●派遣事業について（労働者派遣事業報告書、2025年6月1日現在の状況報告より）

- ① 派遣労働者の数 11人 ② 派遣先の数 3社 ③ マージン率 49.3%
- ④ 教育訓練に関する事項（費用負担なし）スキルアップ研修、資格取得研修、セキュリティ研修、コンプライアンス研修
- ⑤ 労働者派遣に関する料金額の平均額 1日8時間あたり 44,819 円
- ⑥ 派遣労働者の賃金額の平均額 1日8時間あたり 22,722 円
- ⑦ 福利厚生に関する事項 健康保険、ラフォーレ倶楽部、ファミリー健康相談、定期健康診断、厚生年金
人間ドック補助（35歳以上）、交通費（会社規定）、資格支援補助（会社規定）

マージン率について（2025年度実績）

$$\begin{array}{lcl} \text{マージン率} & = & \frac{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額44,819円} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額22,722円}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額44,819円}} \\ 49.3\% & & \text{※1日8時間あたり} \end{array}$$

マージン率の中には、会社が負担する健康保険料、厚生年金、雇用保険、介護保険、労災保険等の各種保険料などの福利厚生に要する費用や、研修に要する教材費・機材等の費用も含まれます。また、派遣事業に関する募集経費や運用経費もこの中に含まれます。

労働者派遣制度の概要について

労働者派遣とは、いわゆる「労働者派遣法」に基づき、事業運営が実施されており、「派遣元事業主（派遣会社）が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させること」をいいます。雇用関係は皆さんと派遣元事業主との間にあり、お仕事に関する指揮命令は皆さんと派遣先との間にあります。

労働者派遣は雇用主である派遣会社（派遣元）と、実際に就業する会社（派遣先）が別になります。お給料を支払うのは、派遣会社（派遣元）です。

労使協定の概要について

当社は労使協定を締結しています。

有効期間：2025年4月1日～2026年3月31日

対象となる派遣労働者の範囲：情報処理・通信技術者および営業の職業に従事する従業員